

告 示

埼玉県告示第千三百八十五号

測量計画機関である桶川市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

桶川市

二 作業種類

公共測量（デジタル空中写真撮影）

三 作業地域

埼玉県桶川市全域

四 作業期間

令和三年十二月十五日から令和四年三月二十四日まで